

法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有り 無し	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 円(税込)
 (受注者の見積金額)
 (注)解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙1のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円(税込)
 (受注者の見積金額)

